

# 訴訟の主体①——裁判所

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑事訴訟法#3 / 動画: <https://youtu.be/8K91u79fwMA>

第1章 刑事訴訟法の基礎 ③/動画の内容を見返し用にまとめたものです(動画には含みません)。

## 訴訟の主体——三者と弁護士 [短答]

まず全体像。裁判を動かす主役を訴訟の主体といいます。主体は3者。裁判所・検察官・被告人です。厳密には主体でなく、被告人の補佐・保護者。でも欠かせない存在です。対立

して戦う検察官と被告人を、とくに当事者と呼びます。

## 裁判所——2つの意味と単独・合議 [短答]

では裁判所。じつは「裁判所」には2つの意味があります。一つは官署としての裁判所。地裁や高裁という"役所"のこと。もう一つは、事件を担当する裁判機関。実際に裁く単独体や合議体です。裁くチームは2種類。裁判官1人の単独体と、3人の合議体。合議体は裁判長1人と陪席2人。重大・複雑な事件を担当します。

### 条文 裁判所法 第26条 (一人制・合議制)

① 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、**一人の裁判官**でその事件を取り扱う。② 次に掲げる事件は、裁判官の**合議体**でこれを取り扱う。(中略) 二 死刑又は無期若しくは**短期一年以上の拘禁刑**に当たる罪(刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪 等を除く。)に係る事件

図：裁判所法26条——単独体（一人制）と合議体（合議制）の振り分け。

条文も、死刑・無期・短期1年以上の拘禁刑などは合議で扱うと定めます。ただし強盗罪などは、重くても単独で扱う例外がある。括弧書きの部分です。

## 裁判官の階級（全体像） [短答]

次に、裁く裁判官にも階級があります。まず全体像から。最高裁判所は、長官1人と判事

14人のトップチーム。下級裁判所は現場の実働部隊で、判事と判事補に分かれます。軽い事件を担当します。「裁判官」とひとくくりにしないのがコツです。

## 判事と判事補——10年の壁〔短答〕

では肝の、判事と判事補の違い。境目は実務経験10年です。判事は経験10年以上のベテラ

ン。1人で裁判ができます。判事補は10年未満の若手。原則、1人では裁判できません。

### 条文 裁判所法 第27条（判事補の職権の制限）

① 判事補は、他の法律に特別の定めのある場合を除いて、**一人で裁判をすることができない**。② 判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

図：裁判所法27条——判事補は原則ひとりで裁判ができない。

条文も「一人で裁判をすることができない」と明言しています。ただし経験5年以上なら単独可、という特例判事補もあります。

## 裁判官以外の職員〔短答〕

裁判は裁判官だけでは回りません。3つの職員を押さえましょう。一人目は裁判所書記官。記録・調書を作る専門家で、固有の権限を持ちます。書記官が立ち会わなければ、法廷を開くことができません。

条文 裁判所法 第60条 (裁判所書記官)

① 各裁判所に**裁判所書記官**を置く。② 裁判所書記官は、裁判所の事件に関する**記録その他の書類又は電磁的記録の作成及び保管**その他の法律において定める事務を掌る。

図：裁判所法60条——各裁判所に置かれる書記官の職務。

条文どおり、各裁判所に置かれ、記録や電磁的記録の作成保管を担います。そして書記官

が作る公判調書には、特別な証明力があります。

条文 刑事訴訟法 第52条 (公判調書の証明力)

公判期日における訴訟手続で**公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明**することができる。

図：刑事訴訟法52条——公判調書の特別な証明力。

公判調書に記載された手続は、調書のみで証明できる。とても強い効力です。記載された手続については、そうです。記載のない事項には及びません。二人目は裁判所事務官。総務・会計・事務手続で裁判所を支えます。三人目は裁判所調査官。法律や事実関係を調査

して裁判官に意見を述べる。家裁が有名ですが、高裁や地裁にも配置されています。

公平な裁判所——除斥・忌避・回避  
〔短答〕

条文 憲法 第37条第1項（公平な裁判所）

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

図：憲法37条1項——公平な裁判所による裁判を受ける権利。

裁判所の大前提は、前回も出た公平な裁判所です。憲法37条1項。これを守るため、不公平な裁判官を外す3つの仕組みがあります。

誰が動くかで、除斥・忌避・回避の3つに分かれます。順に見ましょう。

条文 刑事訴訟法 第20条（除斥の原因）

裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。  
一 裁判官が被害者であるとき。二 裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。（中略）四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

図：刑事訴訟法20条——除斥の原因（当然に外れる）。

まず除斥。法律が定める事由に当たれば、当然に外れます。申立て不要です。裁判官が被害

者や親族のとき、その事件で証人や弁護人だったとき、などです。

条文 刑事訴訟法 第21条第1項（忌避）

裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき、又は**不公平な裁判をする虞があるときは**、検察官又は被告人は、これを**忌避**することができる。

図：刑事訴訟法21条1項——忌避（当事者の申立てで外す）。

次に忌避。当事者が「この裁判官は不公平だ」と申し立てて外す仕組みです。申立てがある

と手続は一旦止まり、別の裁判官たちが本当に不公平かを審査します。

条文 刑事訴訟法 第24条第1項（簡易却下）

**訴訟を遅延させる目的のみ**でされたことの明らかな忌避の申立は、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前条第三項の規定を適用しない。（以下略）

図：刑事訴訟法24条1項——訴訟遅延目的が明らかな忌避の簡易却下。

ただし、裁判を遅らせる目的が明らかな嫌がらせの忌避は、簡易却下されます。このとき

は例外的に、文句を言われた本人も決定に関与できます。

条文 刑事訴訟規則 第13条第1項 (回避)

裁判官は、忌避されるべき原因があると思料するときは、**回避**しなければならない。

図：刑事訴訟規則13条——回避 (裁判官が自ら退く・根拠は規則)。

最後に回避。裁判官が自分で「まずい」と気づき、自ら退くことです。いいところに気づきました。除斥20・忌避21は法律、回避は規則。ひっかけです。

## 短答ひっかけ

- 判事補は1人で裁判できる？ → **原則できない** (裁判所法27条。経験5年以上の特例判事補は単独可)。
- 回避の根拠は法律か規則か？ → **規則** (刑事訴訟規則13条)。除斥 (20条)・忌避 (21条) は法律。ここがひっかけ。
- 除斥・忌避・回避の区別 → 除斥 = **当然に外れる** / 忌避 = 当事者の申立て / 回避 = 裁判官が自ら退く。

## 論文の型

- 該当なし (主体の整理回。公平な裁判所が問題となる具体的論点は各章で扱う)。

## 今日の地図 (保存版)

- 訴訟の主体は3者 = **裁判所・検察官・被告人** (弁護人は補佐・保護者)。対立する検察官と被告人を当事者という。
- 裁判所は**官署と裁判機関**の2義。裁くのは**単独体か合議体** (裁判長1 + 陪席2)。
- 階級：最高裁 = 長官1 + 判事14 / 下級裁 = 判事・判事補 (**10年の壁**)・簡裁判事。判事補は原則単独不可。
- 職員 = **書記官** (立会い必須・公判調書の強い証明力)・事務官・調査官。
- 公平な裁判所 (憲法37条1項) を守る3つ = **除斥 (当然)・忌避 (申立て)・回避 (自ら)**。

次回は第1章④「訴訟の主体——検察官・被告人・弁護人」。検察官の客観義務 (公益の代表者)、独任制と検察官一体の原則、被告人の訴訟能力 / 責任能力、弁護人と国選弁護を扱います。